

第64期定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

連結注記表

個別注記表

(平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)

株式会社ベスト電器

連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスは下記参照)に掲載することにより株主の皆様提供しております。(https://www.bestdenki.ne.jp/corporate/ir.html)

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

- (1) 連結の範囲に関する事項
  - 連結子会社の状況
  - 連結子会社の数 9社
  - 主要な連結子会社の名称
  - (株)ベストサービス
  - (株)ベストクレジットサービス
  - BEST DENKI (SINGAPORE) PTE.LTD.
- (2) 持分法の適用に関する事項
  - 持分法を適用した関連会社の状況
  - 持分法適用の関連会社数 2社
  - 主要な会社の名称
  - (株)ストリーム
- (3) 連結の範囲および持分法の適用の範囲の変更に関する事項  
該当事項はありません。

### 2. 会計方針に関する事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - その他有価証券
  - 時価のあるもの
    - 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
  - 時価のないもの
    - 移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - ① 商 品 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - ② 販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産（賃貸不動産を含む、リース資産を除く）
    - 建物および店舗造作 主として旧定額法
    - 建物および店舗造作以外 主として旧定率法
    - なお、耐用年数および残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法  
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ④ 投資その他の資産  
長期前払費用 定額法
- (4) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見積額を計上しております。
  - ② 賞与引当金  
従業員および使用人兼務役員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担相当額を計上しております。
  - ③ 役員賞与引当金  
当社の役員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担相当額を計上しております。
  - ④ 販売商品保証引当金  
販売した商品の保証に関わる将来の修理費用の支払いに備えるため、過去の修理実績に基づき翌連結会計年度以降の修理費用見込額を計上しております。
  - ⑤ 利息返還損失引当金  
利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息部分について、顧客からの返還請求発生見込額を計上しております。
  - ⑥ 商品券等回収引当金  
一定期間経過後に収益計上した未回収の商品券等が将来回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。
- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
  - ① 退職給付に係る会計処理の方法
    - (イ) 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
    - (ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用は、その発生時に一括で費用処理しております。  
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。
  - ② 消費税等の会計処理 税抜方式
  - ③ のれんの償却方法及び償却期間  
のれんは、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。その他合理的な年数が見積れないものは5年間で均等償却しております。  
ただし、金額が僅少の場合には発生時の損益として処理しております。

### (表示方法の変更)

#### ① 連結損益計算書

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「閉鎖店舗賃借料」(前連結会計年度104百万円)は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他の営業外費用」に含めて表示しております。

#### ② 「企業結合に関する会計基準」等の適用に伴う変更

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)第39項に掲げられた定め等を適用し、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	28,558百万円
(2) 「建物及び構築物」には、店舗造作が含まれております。	
(3) 担保に供している資産	
建物及び構築物	6,908百万円
土地	10,704
賃貸不動産	2,920
計	20,533

上記は、当社と金融機関との間での当座貸越契約および金銭消費貸借契約に対して株式会社ヤマダ電機が行っている6,440百万円の債務保証を対象とした同社に対する担保提供であります。

### 4. 連結損益計算書に関する注記

#### 減損損失

当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

#### ① 概要

用途	種類	場所	減損損失の金額 (百万円)
営業店舗	建物及び構築物、その他	テックランドNew大分佐伯店(大分県佐伯市)他、計3物件(翌連結会計年度以降閉鎖予定店舗計1物件含む)	21
賃貸用資産	賃貸不動産	佐賀県武雄市、計1物件	4
配達設置営業所	建物及び構築物、その他	C S大分(大分県大分市)他、計3物件	5
遊休資産	建物及び構築物	愛媛県大洲市、計1物件	8

当社および連結子会社の一部の営業店舗、賃貸用資産および配達設置営業所に収益悪化が認められ、翌連結会計年度の閉鎖予定等も勘案し、減損の兆候が認められた営業店舗、賃貸用資産、配達設置営業所並びに遊休資産の建物及び構築物等の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

② 減損損失の金額

種 類	減損損失の金額 (百万円)
建物及び構築物	26
賃 貸 不 動 産	4
そ の 他	7
計	39

③ 資産グループのグループ化の方法

当社および連結子会社は、営業店舗、配達設置営業所の各物件単位を、また、賃貸用資産、遊休資産においても主に閉鎖した店舗の各物件単位を最小単位として、個々の資産毎にグルーピングしております。

④ 回収可能価額の算定方法等

当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、店舗については売却可能性が見込めないため零としております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度末の株式数 (千株)
発行済株式	普通株式	170,580

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額 (百万円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成28年5月26日 定時株主総会	普通株式	170	1	平成28年 2月29日	平成28年 5月27日

② 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株 式 の 種 類	配 当 の 原 資	配 当 金 の 総 額 (百万円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成29年5月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	170	1	平成29年 2月28日	平成29年 5月26日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に仕入計画および設備投資計画に照らして、必要な資金を親会社および銀行借入で調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を親会社および銀行借入により調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヵ月以内の支払期日であります。

借入金等は、主に必要な運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で4年後であります。このうち銀行借入は変動金利によるものであり、金利の変動リスクに晒されています。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (イ) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権および差入保証金について、各部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

##### (ロ) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### (ハ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金線計画を作成・更新するとともに、手許の流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該取引価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)をご参照下さい。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	6,488	6,488	—
② 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(※1)	5,404 △39		
③ 投資有価証券(※2)	5,365 1,553	5,365 1,982	— 428
④ 長期貸付金 貸倒引当金(※1)	37 △25		
⑤ 差入保証金 (1年内回収予定のものを含む) 貸倒引当金(※1)	12 7,198 △41	12	—
	7,157	6,902	△254
資産計	20,578	20,751	173
① 支払手形及び買掛金	10,101	10,101	—
② 短期借入金	7,100	7,100	—
③ 未払法人税等	280	280	—
④ 長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	11,400	11,398	△1
負債計	28,882	28,881	△1

(※1) 受取手形及び売掛金、長期貸付金および差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

④ 長期貸付金

長期貸付金の時価は回収可能性を反映した元利息の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑤差入保証金

差入保証金の時価は回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを退去までの期間を見込んだ上で、その期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

①支払手形及び買掛金、②短期借入金、③未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④長期借入金

固定金利による長期借入金の時価は元金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	127

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③投資有価証券」には含めておりません。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

(1) 賃貸等不動産の概要

当社および一部の子会社は、東京都およびその他の地域において、賃貸用店舗（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における 時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
10,606	561	11,167	10,276

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

増加は、当社売場を一部賃貸へ変更	834百万円
賃貸店舗の新規設備投資	15百万円
店舗閉鎖に伴う賃貸店舗への振替	10百万円
減少は、減価償却費	238百万円
遊休資産の売却	83百万円
減損損失	12百万円

3. 時価の算定方法

主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。また、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額であります。



(3) 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、711百万円（主な賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

## 8. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約および事業用借地権設定契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から6年～47年と見積り、割引率は0.29%～2.15%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	2,878百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	17
時の経過による調整額	43
資産除去債務の履行による減少額	△569
外貨建資産除去債務の換算による減少額	△13
期末残高	2,356

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 275円69銭

(2) 1株当たり当期純利益 22円58銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益 3,845百万円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 3,845百万円

普通株式の期中平均株式数 170,301,935株

## 10. 重要な後発事象に関する注記

株式会社ヤマダ電機による当社の完全子会社化について

当社と当社上場親会社である株式会社ヤマダ電機（以下「ヤマダ電機」といいます。）は、平成29年4月12日開催の両社の取締役会において、ヤマダ電機を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

なお、本株式交換は、ヤマダ電機においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、当社においては、平成29年5月25日に開催予定の当社の定時株主総会における承認を受けた上で、平成29年7月1日を効力発生日として行う予定であります。

(1) 本株式交換による完全子会社化の目的

ヤマダ電機は、昭和48年に個人電気店として創業して以来、家電専門小売業として「創造と挑戦」および「感謝と信頼」の経営理念のもと、絶えずイノベーションを発揮しながら成長して参りました。ヤマダ電機は、これまで革新的な発想で業界の常識を覆し、一步先を見据えた積極的な経営、着実な資本政策の実行による財務体質の強化、経営資源の基盤強化に

より拡大を続け、現在、日本最大の家電量販店として唯一全都道府県に店舗を展開し、家電量販店としての新たなビジネスモデルを構築して参りました。また、ヤマダ電機は、平成28年4月1日から3名の代表取締役体制のもと、「新規ビジネスの創出」、「構造改革と中期経営計画の推進」および「既存ビジネスの強化と人材育成」を掲げ、日本最大級のネットワーク・サービスのIoT企業として、5,000万件を越す各種会員のビッグデータの分析と活用による「ゆりかごから墓場まで」の新たなサービス開拓で「モノ（商品）からコト（サービス）、モノ+コト」の提案を強化し、家電販売を中心とした新たな事業領域の開拓と構造改革の推進等の取り組みにより、将来における持続的成長・発展のため、様々な挑戦を続けております。

一方、当社は、昭和31年に家庭用電気製品の販売を開始して以来、家電量販店事業を中核事業として展開して参りました。当社は、九州地区に強固な基盤を築き、フランチャイズを含め全国に店舗を展開し、さらには、東南アジアを中心に積極的な海外展開を行って参りました。

両社は、お互いの強みを相互に活用することで家電流通業界のみならず社会の発展に貢献し、ひいては、両社の企業価値向上に資するべく、平成24年7月13日付で資本業務提携契約を締結し、ヤマダ電機は、第三者割当増資により当社株式80,265,500株を引き受け、当社株式86,996,000株（発行済株式総数に対する割合：51.00%）を保有する同社の親会社となりました。その後、ヤマダ電機は、平成25年3月21日に市場外取引により当社株式1,748,600株を取得し、当社株式88,744,600株（発行済株式総数に対する割合：52.03%）を保有するに至っております。上記資本業務提携契約の締結後、両社は、共同商品調達、共同商品開発および共同資材調達の実施や国内外のエリア戦略を共有し、グループ全体としての競争力の向上および経営効率の改善を図ることを通じて企業価値向上を目指して参りました。

しかしながら、両社が属する家電小売業界においては、平成21年5月から平成23年3月にかけて実施された家電エコポイント制度や平成23年7月の地上デジタル放送への切り替えに伴う特需の反動減、平成26年4月の消費増税に伴う駆け込み需要の長引く反動減の影響等が続いており、加えて、少子高齢化、人口減、ネット社会の浸透等、時代背景や社会ニーズが目まぐるしく変化する市場環境にあります。

ヤマダ電機は、このような競争の激化、市場環境の急速な変化等を踏まえ、既存ビジネスである家電販売を中心とした新たな事業領域の開拓と構造改革の推進等のスピードを向上させ、家電小売業界におけるヤマダ電機グループの競争優位性を一段と高めつつ両社が中長期的に企業価値を向上させていくためには、両社におけるヒト（人材）、モノ（商品）、カネ、サービス、物流、情報システム等の経営資源の集約によるバリューチェーンの最適化と最大化を図り、グループ一体運営による一層のシナジー効果の発揮に伴う収益性の更なる向上が必要と考えております。一方、当社が持続的に成長戦略を実現していくためには、当社がヤマダ電機の完全子会社となることにより、グループ内のスピーディかつ柔軟な意思決定や方針徹底、ヤマダ電機が持つ各種ソリューションビジネスを最大限活用することで更に強固な協業体制の構築、上場廃止に伴う親子上場に係る潜在的な利益相反の可能性の排除による柔軟な経営体制の構築および上場維持管理コストの削減等、様々なメリットが見込まれることから、本株式交換が最善の策であると判断し、当社に対して平成29年1月に申し入れを行いました。

また、当社は、ヤマダ電機との資本業務提携後、ヤマダ電機グループの一員として事業戦略および方針を共有し、「くらしのベストパートナー」として地域に密着したきめ細やかなマーケティングで「お客様が求める価値」を追求、人（接客）やサービスによる信頼関係を基盤とした独自の営業スタイルで九州エリアを中心とする地域量販店として経営資源を集中するとともに、ヤマダ電機グループのスケールメリットを活かした経営を行うことにより、親会社株主に帰属する当期純利益が平成26年2月期以降4期連続で増益となる等、業績を大きく向上させて参りました。しかしながら、家電小売業界を取り巻く市場環境が上記のとおり

依然として目まぐるしく変化していることに加え、同業他社の九州エリアにおける昨今の出店動向等も踏まえると、当社を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況にあり、そのシェアの維持・向上を図るためには、更なる経営の効率化や柔軟性が必要となって参ります。当社としては、当該資本業務提携時に発表した各施策（ご参考：共同商品調達、共同商品開発、共同資材調達、国内外のエリア戦略、物流およびインフラの相互活用、人的交流等）を継続・進化させつつ、今後、当社が持続的に成長していくため、非上場となることで短期的な株式市場からの評価にとらわれない機動的な意思決定が可能になることによる経営の柔軟性向上、親子上場解消に伴う上場維持コストの削減による経営の効率向上等の様々なメリットを勘案し、本株式交換による完全子会社化が最善の策であると判断しました。なお、本株式交換による完全子会社化後も、当社は、当社の商号および当社グループの店舗ブランドを維持し、九州エリアを中心として長年にわたり培ってきた地域量販店としての独自の営業スタイルおよび店舗を今後も展開していくことで、家電流通業界における当社の市場競争力の向上に努めて参ります。

こうした状況の中、両社は、複数回にわたり協議を重ね、この度、ヤマダ電機が当社を株式交換により完全子会社とすることに合意いたしました。両社は、本株式交換により、両社が持つ機能別子会社等グループ内で分散している経営資源の集約によるバリューチェーンの最適化と最大化を図り、グループ間の連携をより一層強化することで両社の収益力と競争力の更なる向上を進めて参ります。また、本株式交換は、ヤマダ電機および当社の両社の企業価値を向上させるものであり、両社の株主の皆様にとっても有益な組織再編になると考えております。

今回のヤマダ電機による当社の完全子会社化後も、両社は、ヤマダ電機グループの経営理念である「創造と挑戦」および「感謝と信頼」のもと、日本最大級のネットワーク・サービスのIoT企業としてのグループシナジーを最大化し、収益力および企業価値の向上に取り組んで参ります。

## (2) 本株式交換の要旨

### ①本株式交換の日程

定時株主総会基準日	(当社)	平成29年2月28日
本株式交換契約締結の取締役会決議日	(両社)	平成29年4月12日
本株式交換契約締結日	(両社)	平成29年4月12日
定時株主総会開催日	(当社)	平成29年5月25日(予定)
最終売買日	(当社)	平成29年6月27日(予定)
上場廃止日	(当社)	平成29年6月28日(予定)
本株式交換の効力発生日		平成29年7月1日(予定)

(注1) ヤマダ電機は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定であります。

(注2) 本株式交換の効力発生日は、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により、両社合意の上、変更されることがあります。

### ②本株式交換の方式

本株式交換は、ヤマダ電機を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、ヤマダ電機においては、会社法第796条第2項に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、当社においては、平成29年5月25日に開催予定の当社の定時株主総会において本株式交換契約の承認

を受けた上で、平成29年7月1日を効力発生日として行われる予定であります。

③本株式交換に係る割当ての内容

	ヤマダ電機 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.28
本株式交換により交付する株式数	ヤマダ電機の普通株式：22,835,807株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、ヤマダ電機の普通株式（以下「ヤマダ電機株式」といいます。）0.28株を割当て交付いたします。ただし、ヤマダ電機が保有する当社株式（平成29年4月12日現在88,744,600株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付するヤマダ電機株式の数

ヤマダ電機株式の数：22,835,807株（予定）

上記株式数は、平成29年2月28日時点における当社株式の発行済株式総数（170,580,330株）および自己株式数（279,274株）並びに平成29年4月12日現在におけるヤマダ電機が保有する当社株式（88,744,600株）に基づいて算出しております。

ヤマダ電機は、本株式交換に際して、本株式交換によりヤマダ電機が当社の発行済株式（ただし、ヤマダ電機が保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（ただし、ヤマダ電機を除きます。）に対し、その保有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のヤマダ電機株式を割当て交付いたします。ヤマダ電機は、本株式交換により交付する株式として、その保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、当社が保有する全ての自己株式（平成29年2月28日現在279,274株）および基準時の直前時までに当社が保有することとなる全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じた当社が取得する自己株式を含みます。）を、基準時の直前時をもって消却する予定であります。

本株式交換により割当て交付する株式数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、ヤマダ電機の単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。特に、保有されている当社株式が358株未満である当社の株主の皆様は、ヤマダ電機の単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、金融商品取引所市場においては、単元未満株式を売却することはできません。ヤマダ電機の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、ヤマダ電機株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、ヤマダ電機の単元未満株式を保有する株主の皆様が、ヤマダ電機に対して、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することができる制度であります。

② 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項およびヤマダ電機の定款の規定に基づき、ヤマダ電機の単元未満株式を保有する株主の皆様が、ヤマダ電機に対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の普通株式を売り渡すことを請求し、これを買増しすることができる制度であります。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、ヤマダ電機株式1株に満たない端数の割当て交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のヤマダ電機株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

① 割当ての内容の根拠および理由

ヤマダ電機および当社は、上記(2)③「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、ヤマダ電機は、野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、当社は、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社（以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

ヤマダ電機および当社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で株式交換比率について交渉・協議を重ねて参りました。その結果、ヤマダ電機および当社は、本株式交換比率はそれぞれの株主の皆様にとって妥当であるとの判断に至ったため、本日開催された両社の取締役会において本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定し、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更されることがあります。

② 算定機関との関係

野村證券およびデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーはいずれも、ヤマダ電機および当社からは独立した算定機関であり、ヤマダ電機および当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

(4) 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
① 名称	株式会社ヤマダ電機	株式会社ベスト電器
② 所在地	群馬県高崎市栄町1番1号	福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 桑野 光正	代表取締役社長 小野 浩司
④ 事業内容	家庭電化製品小売	家電品販売業
⑤ 資本金	71,058百万円 (平成28年12月31日現在)	37,892百万円 (平成29年2月28日現在)

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商 品 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（賃貸不動産を含む、リース資産を除く）

建物および店舗造作 旧定額法

建物および店舗造作以外 旧定率法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 投資その他の資産

長期前払費用 定額法

#### (4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見積額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員および使用人兼務役員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担相当額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担相当額を計上しております。

④ 販売商品保証引当金

販売した商品の保証に関わる将来の修理費用の支払いに備えるため、過去の修理実績に基づき翌事業年度以降の修理費用見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時に一括で費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取り扱いが連結貸借対照表と異なります。

⑥ 商品券等回収引当金

一定期間経過後に収益計上した未回収の商品券等が将来回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理 税抜方式

② のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。その他合理的な年数が見積れないものは5年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少の場合には発生時の損益として処理しております。

**(表示方法の変更)**

損益計算書

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「閉鎖店舗賃借料」(前事業年度87百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他の営業外費用」に含めて表示しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務	
① 短期金銭債権	5,571百万円
② 短期金銭債務	15,679百万円
③ 長期金銭債務	2,855百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	27,774百万円
(3) 担保に供している資産	
建物	7,076百万円
土地	10,681
賃貸不動産	2,954
計	20,712

上記は、当社と金融機関との間での当座貸越契約および金銭消費貸借契約に対して株式会社ヤマダ電機が行っている6,440百万円の債務保証を対象とした同社に対する担保提供であります。

(4) 保証債務等	
金融機関からの銀行保証等に対する保証	
BEST DENKI (SINGAPORE) PTE.LTD.	105百万円
BEST DENKI MALAYSIA SDN.BHD.	83百万円
上記のほか、子会社に対する債務保証を行っておりますが、当事業年度末における当該子会社の借入金残高はありません。	

## 3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
① 売上高	17,388百万円
② 仕入高	87,905百万円
③ 販売費及び一般管理費	2,181百万円
④ 営業取引以外の取引高	1,474百万円

(2) 減損損失	当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。
----------	-----------------------------------

### ① 概要

用途	種類	場所	減損損失の金額 (百万円)
営業店舗	店舗造作、構築物、その他	テックランドNew大分佐伯店(大分県佐伯市)他、計3物件(翌事業年度以降閉鎖予定店舗計1物件含む)	23
賃貸用資産	賃貸不動産	佐賀県武雄市、計1物件	4
遊休資産	建物	愛媛県大洲市、計1物件	8

当社の一部の営業店舗および賃貸用資産に収益悪化が認められたため、翌事業年度の閉鎖予定等も勘案し、減損の兆候が認められた営業店舗、賃貸用資産並びに遊休資産の建物および店舗造作等の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。



② 減損損失の金額

種 類	減損損失の金額 (百万円)
建 物	8
店 舗 造 作	16
構 築 物	0
賃 貸 不 動 産	4
そ の 他	6
計	36

③ 資産グループのグループ化の方法

当社は、営業店舗、配達設置営業所の各物件単位を、また、賃貸用資産、遊休資産においても主に閉鎖した店舗の各物件単位を最小単位として、個々の資産毎にグルーピングしております。

④ 回収可能価額の算定方法等

当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、店舗については売却可能性が見込めないため零としております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当事業年度末の株式数 (千株)
自己株式	普通株式	279

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	11,201百万円
賞与引当金	157
販売商品保証引当金	810
退職給付引当金	840
資産除去債務	647
減損損失	4,654
投資有価証券評価損	250
関係会社株式評価損等	1,524
その他	474
繰延税金資産小計	20,561
評価性引当額	△19,100
繰延税金資産合計	1,461

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	224
その他有価証券評価差額金	49
その他	19
繰延税金負債合計	293
繰延税金資産の純額	1,167

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	減損損失累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
建物	693	276	—	416

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内

30百万円

(3) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

(単位：百万円)

属性	資本金	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
			役員の 兼任 (名)	事業上 の関係				
親 会 社	会社名 (株)ヤマダ電機							
	71,058	被所有 直接 52.14	4	資本・業務 提携 資金の借入	商品の仕入 (注)1.(1)	84,550	未収入金 買掛金	1,444 4,501
					長期資金の返済 (注)1.(2)	2,004	長期借入金 (一年内返済予 定を含む)	4,656
					短期資金の借入 (注)1.(2)	1,500		
					支払利息 (注)1.(2)	62	短期借入金	7,100
債務保証 (被保証) (注)1.(3)					6,440	—	—	
担保提供 (注)1.(4)	20,712	—	—					

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 仕入については、市場価格を勘案して双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

(2) 資金の借入および返済については、市場金利を勘案し決定しております。

(3) 当社の金融機関との当座貸越契約(当座貸越極度額4,000百万円)および金銭消費貸借契約に対する債務保証であります。

(4) 上記の債務保証に対して建物7,076百万円、土地10,681百万円および賃貸不動産2,954百万円を担保提供したものであります。

2. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## (2)子会社および関連会社

(単位：百万円)

属性	資本金	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
			役員の 兼任 (名)	事業上 の関係				
子 会 社	会社名 (株)ベストサービス							
	100	直接 100.0	2	資金の 融通	短期資金の貸付 (注)1.(1)	515	短期貸付金	2,458
				運送・ アフター サービスの 委託	受取利息 (注)1.(1)	13	—	—
				商品の 供給	震災復興費の支払 (注)1.(2) 固定資産除却費用 の支払	396	—	—
					244	—	—	
関 連 会 社	会社名 (株)ストリーム							
	924	20.8	2	商品の 供給	商品の供給 (注)1.(3)	16,323	売掛金	1,340

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 関係会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案し決定しております。なお、担保資産は受け入れておりません。

(2) 平成28年4月に発生した「熊本地震」の店舗改修費用等であります。

(3) 商品の供給については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

2. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 8. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約および事業用借地権設定契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年～47年と見積り、割引率は0.29%～2.15%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	2,623百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6
時の経過による調整額	44
資産除去債務の履行による減少額	△548
期末残高	2,125

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	277円92銭
(2) 1株当たり当期純利益	22円21銭
1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。	
損益計算書上の当期純利益	3,782百万円
普通株式に係る当期純利益	3,782百万円
普通株式の期中平均株式数	170,301,935株

## 10. 重要な後発事象に関する注記

株式会社ヤマダ電機による当社の完全子会社化について

当社と当社上場親会社である株式会社ヤマダ電機（以下「ヤマダ電機」といいます。）は、平成29年4月12日開催の両社の取締役会において、ヤマダ電機を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結いたしました。

なお、詳細につきましては、連結注記表（10. 重要な後発事象に関する注記）をご参照下さい。



UD  
FONT

